

「特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則（案）」
及び「特定個人情報保護評価指針の一部を変更する件（案）」の概要

平成 30 年 2 月 23 日
個人情報保護委員会事務局

1. 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第2項において「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」とされている。これを踏まえ、特定個人情報保護評価に関する規則（以下「規則」という。）の改正及び特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）の変更を行う。

2. 改正の概要及び経過措置

（1）改正の概要

① 基礎項目評価書記載事項（規則の改正及び指針の変更）

基礎項目評価書の記載事項として、リスク対策の実施状況を新たに加えることとし、基礎項目評価書の様式において、選択方式により記載することとする。

② 負担軽減を図る事項（指針の変更）

i 評価の実施時期の見直し

評価の実施時期について、「要件定義終了まで」としているものを、「プログラミング開始前」に変更する。

ii 「評価実施機関における担当部署」の「所属長」欄への所属長氏名の記載廃止

基礎項目評価書、重点項目評価書及び全項目評価書の様式において、「評価実施機関における担当部署」の「所属長」欄を「所属長の役職名」に変更する。

（2）経過措置

（1）①及び同② ii に係る規定の適用について経過措置を定める。

3. 施行期日

2（1）①関係 平成 31 年 1 月 1 日

2（1）②関係 公布日